白岡市教育委員会告示第１６号

白岡市生涯学習センターギャラリー利用要綱を次のように定める。

平成３０年９月２８日

白岡市教育委員会

教育長　長　島　秀　夫

白岡市生涯学習センターギャラリー利用要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、地域文化の高揚と振興を図るため、白岡市生涯学習センターに設置したギャラリー（企画展示室）（以下「ギャラリー」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第２条　ギャラリーに作品を展示できる者（以下「利用者」という。）は、白岡市に在住し、勤務し、又は通学する者及び市内でサークル活動をしている団体とする。ただし、白岡市生涯学習センター館長（以下「館長」という。）が認めた場合は、この限りでない。

（展示作品）

第３条　ギャラリーに展示できる作品は、絵画、写真、書その他利用者が作成したものであって、形状、寸法及び数量がギャラリーに支障なく展示できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する作品は、展示できないものとする。

⑴　営利を目的とした作品

　⑵　特定の宗教活動又は政治活動に関する作品

　⑶　公序良俗に反する作品

⑷　その他館長が不適当と認める作品

（利用調整会議）

第４条　利用者は、ギャラリーを利用しようとするときは、利用調整会議（以下「会議」という。）に出席しなければならない。ただし、会議の結果生じた空き期間内にギャラリーを利用しようとする場合は、この限りでない。

２　会議の開催月及び対象とするギャラリーの利用日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、館長は必要があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 開催月 | ギャラリーの利用日 |
| ３月 | ７月１日から１２月２８日まで |
| ９月 | 翌年の１月４日から６月３０日まで |

３　１回の会議で調整できるギャラリーの利用回数は、１利用者ごとに１回とする。

（利用の期間）

第５条　ギャラリーの利用期間は、１回につき１４日以内（休館日を含む。）とし、利用期間終了日までに作品を撤去しなければならない。ただし、館長が認めた場合は、利用期間を延長できるものとし、延長期間は７日を限度とする。

（利用の申請及び承認）

第６条　利用者は、第４条第１項本文の規定による場合は会議の終了後直ちに、同項ただし書の規定による場合は会議の翌日から利用しようとする日の１週間前までに、様式第１号の白岡市生涯学習センターギャラリー利用申請書を館長に提出しなければならない。ただし、館長が認めるときは、この限りでない。

２　館長は、前項の規定による利用の申請があったときは、利用の可否を決定し、様式第２号の白岡市生涯学習センターギャラリー利用承認書を利用者に交付するものとする。

３　利用者は、前条第１項ただし書の規定により利用期間を延長しようとするときは、利用期間終了日の前日までに様式第１号の白岡市生涯学習センターギャラリー利用申請書を館長に提出し、承認を受けなければならない。

　（権利譲渡の禁止）

第７条　前条第２項及び第３項の規定により利用の承認を受けた利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（承認の取消し）

第８条　館長は、当該利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき又はギャラリーの管理上特に必要があるときは、当該利用者の利用の承認を取り消し、又は当該利用を停止することができる。

　⑴　ギャラリーの設置目的に反したとき。

　⑵　第３条の規定に反した作品を展示したとき。

　⑶　第６条の規定による申請内容に虚偽があったとき。

　⑷　前条の規定に反して、権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。

　⑸　故意又は重大な過失により、ギャラリーの施設に損傷を及ぼしたとき。

（損害の賠償）

第９条　利用者は、ギャラリーの利用に際し、故意又は重大な過失により施設に損傷を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（免責）

第１０条　ギャラリーに展示した作品が損傷され、又は盗難に遭っても館長はその責めを負わない。

　（庶務）

第１１条　ギャラリーに関する庶務は、学び支援課で行う。

　（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、ギャラリーの利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

　この告示は、平成３０年１０月１日から施行する。